九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

公法判例研究

苗村，辰弥
熊本県立大学総合管理学部講師

公法判例研究会
熊本県立大学総合管理学部講師

https://doi.org/10.15017/2037

出版情報：法政研究. 62 (2), pp.111-122, 1995-11-07. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

判例研究

公法判例研究

九州公法判例研究会

当選訴訟と政党の除名処分——日本新党参議院議員比例代表選出繰上当選無効請求訴訟最高裁判決

（選挙無効請求事件、最高裁判所平七行ケ一〇八号、平成七（一九九五）年五月二五日第一小法廷判決、破棄自判＝判例時報一五三一号三頁以下）

【事実の概要】

本件原告Xは、一九九二年七月に行なわれた参議院議員選挙において、政党Y（日本新党）の比例代表選出候補者名簿の第五位に登載され、同選挙の結果、Yの比例代表選出候補者は四名が当選、Xは次点にとどまった。その後Yの参議院比例代表選出候補者名簿第一位のA（当時Yの党首）と第二位のBが一九九三年七月一八日に行なわれた衆議院議員選挙に立候補したため、公職選挙法九〇条の規定により両者は参議院議員の職を辞したものと見做され、繰上補充当選者を決めることになった。その際Yは、同衆議院議員選挙直前の一九九三年六月二三日にXの除名を中央選挙管理会に届け出、同選挙長はこの届出を受理した。そして同選挙長によって選挙会が開かれ、その結果名簿登載順位第六位のC及び第七位のDが当選人と定められ同月一六日その旨告示されたため、Xは繰上当選することができないこととなった。そこでXは、公職選挙法二〇八条に基づき、本件除名処分が無効であり、その有効性を前提としてなされた本件当選人決定も無効、即ちDを当選人とする選挙会の決定は無効であるとの請求を内容とする訴訟、所謂当選訴訟を提起した。

これに対し、一九九四年一一月二九日、東京高裁民事第七部判決（判例時報一五一三号六〇頁以下）は、本件選挙長の本件除名届出の受理にあたっての義務違反は存せず、本件選挙会のした本件当選人決定に係る判断それ自体に過誤があったとは言えないとしつつ、以下のように述べた。

公職選挙法が当選訴訟を設けているのは、同法一条所定の「日本国憲法の精神に則り」「参議院議員……を公選する

制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期する」という目的を実現し、選挙長及び選挙会による審査並びに罰則のみによっては達成され得ぬ選挙秩序の実質的維持・実現を目的とするものであるという趣旨・目的からして、当選訴訟において当該当選を無効とすべきであるのは、選挙会の判断自体に過誤がなくても、その判断の前提ないしは基礎を成しかつ当該選挙の基本的秩序を構成している事項が法律上欠如していると認められ、選挙会の当選人決定の効力がその存立の基礎を失い無効と認めるべき場合も含まれる。国会議員の選定過程は公的ないし国家的性質を有し、ことに拘束名簿式比例代表制による参議院議員選挙において当選人は実質的には政党の名簿登載者の選定と当該選挙における当該名簿届出政党の得票数により定まるから、政党の名簿登載者選定は選挙機構の必要不可欠かつ最も重要な一部を構成し当選人決定の実質的な要件を成しており、政党の名簿登載者についてする除名は名簿登載者変更に他ならず、除名が不存在又は無効と認めるべきときにおいても被除名者を当選人と定めることができないとすることは実質的公正さを損なう結果を招来することは明らかだから、政党の名簿登載者についてした除名が不存在又は無効である場合、選挙会がなした繰上補充による当選人決定はその存立の基礎を失い無効に帰する。除名が不存在となるのは、当該政党の規則・綱領等の自治規範下において、政党の団体意思としてその所属員の除名を決定する権限を有する除名機関により当該除名の決定がなされたことのない場合である。除名が無効となるのは、①当該除名につき政党の自治規範所定の除名要件に該当する具体的事実がないとき、除名機関の構成員につき二二四条の三に該当するような事実があるときもしくは強迫がなされたとき等当該除名を決めた除名機関の構成員の意思形成過程に重大な瑕疵がある場合、②当該除名が政党の自治規範所定の除名手続に従ってなされなかった場合、③当該除名が政党の自治規範所定の除名手続に従ってされても、その規範において、除名対象者につき除名手続における主体としての地位を承認して参加させ、除名対象者に対し除名要件に該当する具体的事由を予め告知し、それにつき除名対象者から意見を聴取し又は除名対象者に反論もしくは反対証拠を提出する機会を与える等民主的かつ公正な適正手続が定められていない場合である。③につい

ては、除名にあたり、除名対象者を当該手続の主体とし、これに対し告知・聴聞の機会を与えることは、憲法二一条一項により最大限の自主性ないしは自律が認められるべき政党においても遵守されるべき公序と言うべきであり、これが遵守されなかったときには当該除名は公序良俗に反する無効なものと解するのが相当である。認定事実に照らせば、本件除名はYの党則所定の除名手続に従ってなされたが、その党則は③の如きものであるから、本件除名は公序良俗に反する無効なものであり、これが有効であることを前提としてされた選挙会の本件当選人決定は、その存立の基礎を失い無効に帰す。

かかる理由に基づいて、東京高裁は、Xの訴を認容し、Dの当選を無効とする判決を下した。この判決に対し、中央選挙管理会は、判決の全部破棄を求める旨の上告申立を行ない、Xは、上告棄却を求める旨の申立を行なった。

【判旨】

一九九五年五月二五日、最高裁第一小法廷は、以下のような判決を下した。

主文

「原判決を破棄する。被上告人の請求を棄却する」。

理由

1　公職選挙「法は、選挙会が名簿届出政党等による除名を理由として名簿登載者を当選人となり得るものから除外するための要件として、[……]除名届出書、除名手続書及び宣誓書が提出されることだけを要求しており、それ以外には何らの要件をも設けていない。したがって、選挙会が当選人を定めるに当たって当該除名の存否ないし効力を審査することは予定されておらず、法は、たとい客観的には当該除名が不存在又は無効であったとしても、名簿届出政党等による除名届に従って当選人を定めるべきこととしているのである」。

2　「法が名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめているのは、政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきとしたことによるものであると解される。

すなわち、参議院（比例代表選出）議員の選挙について政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表制を採用したのは、議会民主制の下における政党の役割を重視したことによるものである。そして、政党等の政治結社は、政治

上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成するものであって、その成員である党員等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであるから、各人に対して、政党等を結成し、又は政党等に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党等に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営することのできる自由を保障しなければならないのであって、このような政党等の結社としての自主性にかんがみると、政党等が組織内の自律的運営として党員等に対してした除名その他の処分の当否については、原則として政党等による自律的な解決にゆだねられているものと解される[……]。そうであるのに、政党等から名簿登載者の除名届が提出されているにもかかわらず、選挙長ないし選挙会が当該除名が有効に存在しているかどうかを審査すべきものとするならば、必然的に、政党等による組織内の自律的運用に属する事項について、その政党等の意思に反して行政権が介入することにならざるを得ないのであって、政党等に対し高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないという前記の要請に反する事態を招来することになり、相当ではないといわなければならない」。

3 「選挙会等の判断に誤りがないにもかかわらず、当選訴訟において裁判所がその他の事由を原因として当選を無効とすることは、実定法上の根拠がないのに裁判所が独自の当選無効事由を設定することにほかならず、法の予定するところではないといわなければならない。[……]政党等の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとした立法の趣旨にかんがみれば、当選訴訟において、名簿届出政党から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理対象とすることは、かえって、右立法の趣旨に反することが明らかである。

したがって、名簿届出政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効であることは、除名届が適法にされている限り、当選訴訟における当選無効の原因とはならないというべきである」。

4 「事実関係によれば日本新党による本件除名届は法の規定するところに従ってされているというのであるから、日本新党による被上告人の除名が無効であるかどうかを論ずるまでもなく、本件当選人決定を無効とする余地はない

ものというべきである。

以上と異なる判断の下に本件当選人決定を無効とした原判決には法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。[……]原判決は破棄を免れない。そして、前記説示に照らせば、被上告人の請求を棄却すべきである」。

【研究】

一　本件は、拘束名簿式比例代表制選出参議院議員の繰上当選の効力の前提問題として、候補者名簿からの原告の除外をもたらした政党による除名処分の有効性が当選訴訟において問題とされた事件の上告審判決である。

本件において問題とされるべき点は二つある。第一に、政党の除名処分が司法審査、ここでは当選訴訟における審査の対象となるか否かという点、そしてそれに関わる、当選訴訟の趣旨・目的という点である。第二に問題とされるのは、政党の除名処分に対する司法審査の判断枠組、つまり政党の「公共性」ないし「公的性格」及びその帰結としての党内規律就中党員除名処分についての「民主的・公正手続」要請の有無という点である。

二　まず、第一の、政党の除名処分が司法審査の対象となるか否かという点に関わる、当選訴訟の趣旨・目的という点について考察を加えてみたい。

わが国においては、政党内部の役職・地位のみに関わるような政党の純然たる内部紛争自体は、何ら実定法上の要件事実を構成せず、司法権によって審理・裁断され得ず、ただそれが「市民法秩序」上の権利義務関係変動に繋がりのある前提条件とされた場合、ヨリ一般的に言えば、司法審査の対象たり得る争訟の解決のための必須の前提条件とされたときに、裁判所によって審査されるというのが、所謂日本共産党袴田事件において示された従来の裁判所の立場であった（最高裁第三小法廷昭和六三（一九八八）年一二月二〇日判決＝判例時報一三〇七号一二四頁）。

さて、政党の除名処分が、所謂客観訴訟たる当選訴訟において司法審査の対象となるか否かという点については、原判決は、参議院議員選挙の公正確保及び選挙秩序の実質的維持・実現という当選訴訟の趣旨・目的からして、参議院議員の当選訴訟において当該当選を無効とすべきであるのは、選挙会の判断自体に過誤がなくても、その判断の前提ないしは基礎を成しかつ当該選挙の基本的秩序を構成している事項が法律上欠如していると認められ、従って選挙

会の当選人の決定の効力がその存立の基礎を失い無効と認めるべき場合も含まれるとしたうえで、政党の名簿登載者についてする除名は実質的には名簿登載者変更に他ならず、政党の名簿登載者についてした除名が不存在又は無効である場合、選挙会がなした繰上補充による当選人決定は、その存立の基礎を失い無効に帰するとして、これを認めた（判例時報一五一三号六七頁以下）。

これは、先例とされる袴田事件の枠組に従いつつ、投票後における除名の「公的ないし国家的性質」を強調する形を採ったものであるという指摘がなされた（常本照樹「政党の除名処分は司法審査の対象になるか――日本新党参院比例代表選出繰上当選無効請求訴訟第一審判決――」法学セミナー四〇巻五号（一九九五年）七八頁）。ところで、このように原判決が当選訴訟の趣旨・目的を解し、選挙会の判断の前提としての政党の除名処分の存否及びその有効性を司法審査の対象とした点については、評価が分かれた。

この点を肯定する論者によれば、「現行法の解釈としては、本件を当選無効訴訟として争うことを認めるべきであろう。順位剝奪が恣意的になされないことを確保することは制度の合憲性を維持するためにも不可欠であるが、それを担保するための有効適切な訴訟形態が準備されていないからである。本来は、除名届出に対しては政党を被告に争うこととし、除名を無効とする判決があった場合には、除名届出を前提に行った繰上補充は自動的に無効となり、改めて繰上補充を行う旨の規定を置いておくべきであった。しかし、それがない現状においては、当選無効訴訟で争うことを許すのが最も問題の少ない解決ではないかと思われる」（高橋和之「比例代表選挙の拘束名簿登載者に対する除名処分と繰上補充」ジュリスト一〇六八号『平成六年度重要判例解説』（一九九五年）二一頁。他に肯定論として、参照、滝沢正「公選法一一二条二項の繰上補充による当選人の決定を、名簿登載者の除名が適正手続に従わない無効なものであるとして、無効とした事例」判例評論四三七号（一九九五年）三八頁）。逆に、否定論者は次のように述べた。当選訴訟の趣旨・目的は、「議会民主主義の核となる、政党の自主性及び自律性の保障の観点から、高度な政治的判断を含む名簿登載者の選定及び除名については、その実体及び手続の両面にわたって政党の自主的判断に委ね、国家権力の審査による政党への不当な介入を排除しようとして、有効な『届出』のみを要件とし、選定及び除名そのものの有効性は審査対象としないこととしたと解するのが素直な解釈と思われる」。しかるに原判決が示した、当選訴訟が前提とする趣旨・目的の解釈については、「当選訴訟が被告と第一審裁判所を限定した特殊な民衆訴訟であることを看過した判断であるとの批判がなされ得る。当選訴

訟が被告を中央選挙管理会、受訴裁判所を高等裁判所と指定しているのは、その対象を選挙管理機関の法違反行為に限定し、迅速に処理することを狙ったためと見るほかないからである。政党の除名行為の有効性を当事者でない中央選管に主張立証させることの不当性を考えれば、当選訴訟が除名の効力を争うべき場でないことは明らかであろう」。そして、「選挙会における判断に過誤がなくても、当選訴訟において当選を無効とすべき場合を認める法令上の根拠もない。選挙会は除名の届出の有効性のみを判断すれば足りるのに、裁判所がこれに加えて除名の存否及び効力の有無まで判断し得るとすれば、明文の規定がないにも拘わらず、当選人の決定等について裁判所に準行政的な役割を担わせることになって、不合理である」（田島優子「繰り上げ当選無効訴訟第一審判決――東京高裁平成六年一一月二九日判決――」法律のひろば四八巻四号（一九九五年）五二頁以下）。

そもそもここでは、当選訴訟が原判決の言うが如き趣旨・目的を前提としているかどうかという点が問題であり、これが否定されたならば、政党の除名処分が問題とされる余地はなくなってしまうが、この点の論証において原判決が一定の疑義を残している、つまり当選訴訟が原判決の言うような趣旨・目的を含むものと解することが「相当」と言えるのかどうかという点が明確に論証されておらず判決自体が成立し得ぬ可能性を残していた点は、拙稿においても指摘したところである（拙稿「日本新党参議院議員比例代表選出繰上当選無効請求訴訟第一審判決――参議院議員比例代表選出選挙候補者名簿からの候補者削除後の繰上当選人決定の前提としての政党の党員除名処分が無効とされた事例――」アドミニストレーション二巻一号（一九九五年）七三頁、七九頁）。このような、原判決の判断の疑義、つまり当選訴訟の有する本来の審査対象の限界は、政党の除名処分の存否・効力を当選訴訟で争うことを肯定する論者によっても認められていたところである（高橋和之・前掲二一頁）。

本判決は、この点において、原判決と判断を正反対にするものであった。曰く、公職選挙法は、選挙会が名簿届出政党等による除名を理由として名簿登載者を当選人となり得る者から除外するための要件として、除名届出書、除名手続書及び宣誓書が提出されること以外には何らの要件をも設けておらず、選挙会が当選人を定めるに当たって当該除名の存否ないし効力を審査することは予定されていない。

かように本判決は、当選訴訟の趣旨・目的を厳格に解し、政党の除名処分の存否・効力を審査対象としなかった。結局、本判決によれば、当選訴訟においてその争訟の解決のために審査を要する必須の前提条件とされるのは除名の届出までであって、それ以前の政党の行態はそこに含まれな

いことになる。そしてこのような本判決の立場は、政党の内部組織・運営に対する司法審査を含めた公権力による統制の許容範囲に関する理解の差異ともなって現れる。

三　そこで続いて第二の論点とされる、政党の「公共性」ないし「公的性格」及びその帰結としての党内規律就中党員除名処分についての「民主的・公正手続」の要請の有無という点に考察を加えてみたい。

先例とされる袴田事件の下級審判決は、かかる要請の存在を強調していた。曰く、「政党といえども憲法上認められた団体であり、しかもそれは政府機構による支配的地位を獲得し、或いはこれを維持確立することを目的とするものであるから、政党の組織や運営が民主主義の原理に則ったものでなければならないことは、憲法上当然の要請であり、問題とする余地のないところである。従って、結社の自由に属する政党内部の制裁処分も公正な手続によるべきことは当然であるから、当該処分の手続自体が著しく不公正であったり、当該処分が政党内部の手続規定に違背してなされた場合には、裁判所がこれを司法審査の対象とし、その適否を判断することができるものと解するのが相当である」（東京地裁八王子支部民事三部昭和五八（一九八三）年五月三〇日判決＝判例時報一〇三五号八四頁、東京高裁民事二部昭和五九（一九八四）年九月二五日判決＝判例時報一一三四号九四頁）。ところが、同事件最高裁判決は、それよりも消極的な立場を示し、「民主的・公正手続」要請には言及しない。それによれば、政党の処分の当否は、「当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反する等の特段の事情がないかぎり右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってなされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない」（判例時報一三〇七号一一四頁）。このような最高裁の消極的な立場については、学説上、賛否両論（賛成意見として、参照、中谷実「政党の党員処分と裁判所の審判権」ジュリスト九五七号『平成元年度重要判例解説』（一九九〇年）一〇頁。反対意見として、参照、大沢秀介「政党内部の自治と司法権」法学教室一〇五号（一九八九年）八九頁、藤井俊夫『事件性と司法権の限界』（一九九二年）一三五頁以下）がみられた（参照、前掲拙稿七四頁）。

さて本件についてみるに、当選訴訟の趣旨・目的を前述のように解した原判決は、それに続き政党の除名処分の存否及び効力についての審査を加え、除名が不存在となる場合及び無効となる場合の要件を挙げ、最後に次の要件を挙げる。それは、当該除名が政党の自治規範所定の除名手続に従ってされても、その規範において、除名対象者につき除名手続における主体としての地位を承認して参加させ、除名対象者に対し除名要件に該当する具体的事由を予め告

知し、それにつき除名対象者から意見を聴取し又は除名対象者に反論・反対証拠を提出する機会を与える等民主的かつ公正な適正手続が定められていない場合である。かような「民主的・公正手続」は、最大限の自主性ないしは自律が認められるべき政党においても遵守されるべき公序であり、これが遵守されなかったときには当該除名は公序良俗に反する無効なものと解するのが相当というのが原判決の示した判断であった（判例時報一五一三号六八頁以下）。

このような原判決は、拘束名簿式比例代表制における政党の「公的性格」を強調することによって、党内民主主義＝「民主的・公正手続」を「公序」としており、袴田事件の判断枠組を拡張しているものであるとの指摘がなされた（常本照樹・前掲七八頁）。そして原判決の示したこの点についての判断に関しても、やはり賛否両論がみられた。

一方で、「選挙秩序の一部として公的、国家的性質を帯びており、比例代表制の下で公法上の手続に準ずる性格を有するに至って」いる政党には、「一般の私的団体よりもむしろ適正手続が求められる」のだから、「除名という団体所属員に対する本質にかかわる事項であり、その行為が適正手続によらないということから審査の対象とし除名を判断した」原判決の結論は「妥当」とする肯定論が示された（滝沢正・前掲三七頁）。また、原判決の立場を基本的に支持しつつ、「民主的・公正手続」の適用の在り方に関して、ヨリ積極的な意見を述べる見解が示された。曰く、現行公職選挙法は「順位喪失に至りうる除名の要件をまったく規定していない」が、「しかし、このことから、法は除名の要件を政党の自治に委ねたと解することは許されない。［……］ここで重要なことは、この除名決定は、順位剝奪を目ざしているかぎり、純粋に私的な団体の内部的行為ではなく、公的行為の性格を帯びざるをえないことである。いわば、政党は公的行為を行う権限を授権された立場に置かれているのである」。そして、「順位剝奪を意図した除名は、先述のように公的行為と捉えられるべきであり、そうだとすれば憲法の直接的支配下にある。憲法三一条の適正手続がこの『行政行為』にも及んでいると構成することができるのではなかろうか」（高橋和之・前掲二〇頁以下）。このような見解は、原判決の採った、「公序良俗」を通じた「民主的・公正手続」の間接適用という手法を更に進め、かかる手続を直接適用すべきとするものである。他方、否定論者は、「民主的・公正手続」要請の適用に反対し以下のように述べる。即ち、「自主性・自

律性が高度に保障された政党の内部自治規範である党則を公序良俗違反により無効と認定するためには当該政党の個性や党則制定経緯等につき、個別具体的にきめ細かい検討を加える必要があり、告知・聴聞等の手続が備わっていることを総ての政党に共通の除名の有効要件と形式的・画一的に決めてかかることに合理性があるかどうか疑わしい」（田島優子・前掲五四頁）。

さて私見は、原判決が、政党の除名処分一般に所謂「民主的・公正手続」――除名にあたり、除名対象者を当該手続の主体とし、これに対し告知・聴聞の機会を与えること――を要求し、この面での司法権の介入に広く門戸を開いているかの如く読みとることができる点に反対するものであった。加えて、原判決が「民主的・公正手続」要請の根拠の一つとして、「公共的任務又は役割を担った」「現在における政党」の地位を挙げるが、判決の中では、この「公共的任務又は役割」が具体的に何を指しているのかは明らかにされておらず、その実定法上の根拠も示されていない点を指摘するものであった。つまり、所謂「民主的・公正手続」が、政党の除名処分に対して要請されるのか、つまり政党がかかる手続を用意することが実定法上義務づけられているのかという点については、原判決は、公職選挙「法は、繰上補充による当選人の決定のための事由の一つである政党の名簿登載者に対する除名については、当該政党が除名のためにその自治規範において民主的かつ公正な手続を定め、それに従ってなされるべきことを予定しているものと解される」と言うにすぎないが、かかる手続が「予定」されていると単純に言えるものなのか疑問が残るとするものであった。ただ私見は、同時に、原判決では、拘束名簿式比例代表制による参議院議員選挙において公職選挙法によって政党に与えられた一種「特権」的な地位が、政党の名簿登載順位変動に繋がる行態に対する統制を求める結果になり、「日本国憲法の精神に則った選挙の公正」を確保することが「公序」ないし「公序良俗」の内容を決定づけたものと解することができる点からして、「公序良俗」が、政党の内部処分一般に対する審査においていたずらに「公正さ」を求める結果とならぬ余地があるという限定的意味で、原判決の用いた審査基準が肯定できないわけでもないという指摘も行なった（前掲拙稿七八頁以下）。

この点、本判決は、当選訴訟においては政党の除名処分が審査対象とならないとの判断を示しながら、公職選挙法

が名簿届出政党等による名簿登載者除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめているのは、「政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきとしたことによるものであると解される」と言う。この政党の内部的自律権につき、本判決は、参議院（比例代表選出）議員の選挙について政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表制を採用したのは、議会民主制の下における政党の役割を重視したことによることを指摘、そして政党等の政治結社の自治権能、高度の自主性・自律性付与による自主的組織運営の自由保障を重視し、「政党等が組織内の自律的運営として党員等に対してした除名その他の処分の当否については、原則として政党等による自律的な解決にゆだねられている」との原則を示す。そこで、選挙長・選挙会による除名の存否・効力の審査は、政党等による組織内の自律的運用事項への行政権介入を招来し得るから、高度の自主性・自律性付与による政党等の自主的組織運営の自由保障という要請に反する事態を招来することになり、相当ではないと言う。そして、司法審査については、選挙会等の判断過誤がないにも拘らず、当選訴訟においてその他の事由を原因として当選を無効とすることは、「実定法上の根拠がないのに裁判所が独自の当選無効事由を設定することにほかならず、法の予定するところではない」と言い、当選訴訟において、名簿届出政党の除名の存否・効力を審理対象とすることは、「政党等の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとした立法の趣旨」に反すると言う。

このように、本判決は、拘束名簿式比例代表制選挙における政党の一種「特権」的地位からその「公共性」を導き出し、その内部秩序の「民主化」を求めた原判決とは逆に、かかる政党の地位から政党の自律性・自主性を導き出し、その内部秩序への介入を排除するという判断を示した。

四　以上みてきたところから明らかなように、本判決の意義は以下二つの点にある。

それは、第一に、当選訴訟の趣旨・目的を参議院議員選挙の公正確保、選挙長及び選挙会による審査並びに罰則のみによっては達成され得ぬ選挙秩序の実質的維持・実現と捉え、選挙会の判断の前提ないしは基礎を成しかつ当該選挙の基本的秩序を構成している政党の名簿登載者についてした除名の存否・効力を審査対象とした原判決に対し、本判決においては、当選訴訟がかかる趣旨・目的を有するものでなく、政党の除名処分の存否・効力を司法審査の対象

としなかった点にある。

そして本判決の意義は第二に、政党の「公共的」性格を重視し、除名にあたり「民主的・公正手続」を用意・実行することは政党も遵守すべき公序であり、これに反する除名は公序良俗に反する無効なものとの前提の下に事案を審査し本件除名を無効とした原判決に対し、本判決においては、政党の高度の自主性・自律性保障を強調し、政党が党員等に対してした除名その他の処分の当否については原則として政党による自律的解決に委ね、実定法上の根拠がないのに独自の当選無効事由を設定することは、選挙会によっても裁判所によってもなされ得ぬとした点にある。

してみると、本判決は、原判決において実定法上の基礎づけに関して存した疑義を認め、当選訴訟の趣旨・目的を厳格に解し、安易な「公共性」論を援用しないことによって、かかる疑義を払拭したものだと言える。

しかし本判決においても、論旨が若干不明確な点が存する。それは、政党の自主性・自律性の根拠が、実定法上どこに求められているのかという点である。原判決では、政党の自治ないしは自律性の憲法上の根拠として憲法二一条一項が挙げられ、政党の「公共性」から導き出される「民主的・公正手続」要請がその自治・自律性に対する制約として示されていた。しかし本判決では、政党の自主性と自律性を強調しはするものの、かような政党の内部自治権が実定法上何に由来するのかが明示されていない。それが憲法上の根拠を有するものなのか否か、公職選挙法によって設けられたものなのか、或いは政党の除名処分の存否・効力が当選訴訟における審査対象とならないということの反映にすぎないのかという点が不明確である。従って、本判決においても、党内民主主義要請の存否が――袴田事件最高裁判決において示された「公序良俗に反する等の特段の事情」という基準（判例時報一三〇七号一一四頁）の内容も含め――明確にされたとは言えない。その意味において、本判決の意義は限定されたものなのかもしれない。

（苗村辰弥）